

R 7 小松島西高等学校 音楽室空調設備設置工事

図 面 目 録					
通し番号	図面番号	図 面 名 称	通し番号	図面番号	図 面 名 称
01	共-01	営繕工事共通仕様書 (1)	18	電特-01	電気設備工事特記仕様書(1)
02	共-02	営繕工事共通仕様書 (2)	19	電特-02	電気設備工事特記仕様書(2)
03	共-03	営繕工事共通仕様書 (3)	20	E-01	電気工事 配置図
04	共-04	営繕工事共通仕様書 (4)	21	E-02	空調電源設備 1階平面図
05	共-05	営繕工事共通仕様書 (5)	22	E-03	空調電源設備 2階平面図
06	機特-01	機械設備工事特記仕様書 (1)			
07	機特-02	機械設備工事特記仕様書 (2)			
08	機特-03	機械設備工事特記仕様書 (3)			
09	機特-04	機械設備工事特記仕様書 (4)			
11	機特-05	機械設備工事特記仕様書 (5)			
12	建特-01	建築改修工事特記仕様書			
13	M-01	配置図、付近見取図			
14	M-02	機器表			
15	M-03	冷暖房設備 1階平面図			
16	M-04	冷暖房設備 2階平面図			
17	M-05	冷暖房設備 3階平面図			
18	M-06	操作線設備 3階平面図			

課 長	副 課 長	課長補佐	係 長	係 長	課 員	担 当

[illegible]

- ならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全写真写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）」において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コングリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサインージュによる掲示も可）すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- ⑤ 受領書の交付
- 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等
- 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知
- 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特に土工工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等
- 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。
- また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存
- 受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。
- ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
14. 材料・製品等
- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
- ③ 県産木材の原則使用
- 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
- 3) 受注者は、積負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- ④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- ⑥ 県内産資材の原則使用
- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 県内産資材（次のいずれかに該当するもの）

 - ・ 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品
 - ・ 徳島県内の工場で加工、製造された製品

(注) ・ 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。

・ 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。

・ 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。
- ⑦ 県内企業調達建材等の優先使用
- 受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。
- なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
- ⑧ 県内産再生砕石の原則使用
- 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
- ⑨ アスファルト舗装の材料
- 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工生用アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
- ⑩ 認定リサイクル製品の使用
- 受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。
- 徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
15. 化学物質を発散する建築材料等
- 本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。
- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
16. 施工
- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出いたし時、又は営業棟へ問い合わせ、工事に支障のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。
17. 建設機械等
- ① 排出ガス対策型建設機械
- 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- ② 低騒音・低振動型建設機械
- 本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- ③ 特定自主検査
- 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
- ④ 不正軽油の使用禁止
- 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。
18. 遠隔臨場の試行
- ① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千円円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。
19. 工事看板等
- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリカド等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意設けにおける県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
- ・ 区画線工事、舗装工事、機械設置工事、照明灯工事
 - ・ 当初請負金額が200万円未満の工事
20. 仮設トイレ
- 受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。
- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
- 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
- 原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
- 原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。
- 受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
- (注) 洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。
- (注) 快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。
21. 設計変更箇所確認
- 設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。
22. 工事検査及び技術検査
- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。
- | 当初請負対象額 | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|--------------|--------|-------|
| 3千万円未満 | — | 1回 |
| 3千万円以上5千万円未満 | — | 2回 |
| 5千万円以上1億円未満 | 1回 | 2回 |
| 1億円以上 | 2回 | 3回 |
- (注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落れた工事をいう。
- (注) 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。
- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現観ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。
23. 完成図等
- ① 電子納品・対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
- ・ 竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
 - ・ 工事写真（電子データ2部）
 - ・ 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
 - ・ 保全に関する資料
 - ・ その他監督員が指示する図書（必要部数）
- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFO形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家にゆらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。
24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化
- ① 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。
- ② 対象工事は、徳島県CALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。
25. 火災保険
- 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）
- ① 対象物
- 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保険外工事
- 次に掲げる単独工事については、付保を除外でる。
- ・ 杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
- 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

- ④

保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤

その他
・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。
26.

公共事業労務費調査
- ①

当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ②

調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③

公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④

受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
27.

暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除
- ①

受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ②

受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③

受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④

受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤

受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥

受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 機械設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

8. 施工調査
- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

9. 総合試運調整
- ① 総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。
（監視指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2、2.3を参考にする。）
- | | | | |
|-------------|-------------|-----------------------|-----------------|
| ・ 風量調整 | ・ 水量調整 | ・ 室内外空気の温湿度の測定 | ・ 室内気流及びじんあいの測定 |
| ・ 飲料水の水質の測定 | ・ 雑用水の水質の測定 | ・ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定 | |

2章 共通工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））
- ① 設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。
なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- 設計用水平地震力
機器の重量（kN）に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 施設の分類、地域係数
施設の分類（

特定の施設

 ・ 一般の施設 ） 地域係数（

1.0

 ・ 0.9 ）
 - 重要機器
 - 給水機器（ ） ・ 排水機器（ ） ・ 換気機器 ・

空調機器

 ・ 熱源機器
 - 防災機器 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備
 - 設計用標準水平震度

		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

- （注） ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。
- ② 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー
- あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
- ① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
（ ）
・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・ 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
（ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く）

3. 非破壊検査
- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- ② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 各種荷重計算
- 屋上、塔屋等に設置する機器

5. 強度計算
- 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材

6. 配管工事
- ① 配管材料については、次表による。

用途	名 称	番 号	備 考
冷水・温水・ 冷温水	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	SUS304
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
冷却水	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
膨張・空気抜・ 補給水	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）

蒸気（往）	配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	SGP
蒸気（還）	圧力配管用炭素鋼鋼管（黒管 Sch 40）	JIS G 3454	STPG370
油・油用通気	配管用炭素鋼鋼管（黒）	JIS G 3452	SGP
冷 媒	冷媒用断熱材被覆鋼管	JCDA 0009	ポリエチレン保温材（難燃性）
空調用排水 （屋内）	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741 又は6742	VP（30φ以下はJIS K 6742 を使用してよい）
	結露防止層付硬質ポリ塩化ビニル管		
給 水 （地中埋設）	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005 JP K 002	
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	排水・通気用耐火二層管		
排水 （地中埋設）	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9797	RS-VU
給 湯	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	SUS304
	ポリブテン管	JIS K 6778	
	耐熱性硬質塩化ビニル鋼管	JIS K 6776	HTVP
	架橋ポリエチレン管	JIS K 6769	
消 火 （地中埋設）	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガ ス （地中埋設） （地中埋設）	配管用炭素鋼鋼管（白）	JIS G 3452	SGP
	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（黒）		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	SGP

（注）表中○印のある配管材料を本工事に適用する。

- ② ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60Su以下の継手はSAS322による拡管式とする。
- ③ 冷媒管に使用する断熱材被覆鋼管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする。
- ④ 建築物導入部の変位吸収方法は、次による。
- 給水配管、ガス配管
標準図（施工4、施工5：建築物導入部の変位吸収配管要領 （a） ・ （b） ・ （c） ）による。
※屋外埋設用配管にポリエチレン管を使用し、建物導入部において異種管と接合する場合、点検口枠（標準図〔機材6〕のTC-1）を設け、変位吸収余長をとる。
 - 油配管
標準図（施工4、施工5：建築物導入部の変位吸収配管要領 （a） ・ （b） ・ （c） ）による。
- ⑤ 配管溶接部の非破壊検査は次による。
- 要 （ 放射線透過検査 ・ 浸透探査検査または磁粉探傷検査 ） ・ 不要
※検査要の場合の抜取率は（ 標準仕様書による ・ % ）とする。
- ⑥ 図面に記載なき防振継手は、（ 合成ゴム製 ・ ベローズ形 ）とする。
- ⑦ 図面に記載なき伸縮管継手は、（ ベローズ形 ・ スリーブ形 ）とする。
- ⑧ 弁類で、ステンレス鋼管に取り付けるものは、呼径50以下は青銅製、呼径65以上はステンレス製とする。
- ⑨ 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3）
- ⑩ 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- ⑪ 地中配管は次による。（標仕<2>2.7.1、監視指針<2>2.7.1、標準図〔機材2〕）
- 排水管
標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - 排水管以外
管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。
- ⑫ 水圧試験、漏水試験、気密試験等は配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2.9.1）

7. 保温・塗装工事
- ① 保温工事
- 空調対象室部分（天井内を含む）に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は25mm厚とする。
 - 厨房用排気ダクトの断熱（隠べい部） ・ 1・(イ)・IX（又はH・(イ)・IX） ・ 行わない
冷媒管の保温外装は次による。
屋外露出
 - 合成樹脂製カバー（A1・(ロ)・I） ・ 保温化粧ケース（ 耐候性樹脂製 ・ ）屋外露出
 - ステンレス鋼板（E2・(ロ)・I） ・ 高耐食性溶融亜鉛アルミニウムー亜鉛鉄板（JIS G 3321）（E3・(ロ)・I）
 - 保温化粧ケース（ ステンレス鋼板製 ・ 高耐食めっき鋼板製（JIS G 3323） ・ 耐候性樹脂製 ）
 - 膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
 - 建物内エア抜き管の保温（エア抜き弁以降の配管は除く）は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。
 - 空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕<2>3.1.5の排水管の項による。
 - 給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
 - 消火管の屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
 - 給水用配管でポンプ廻りの防振継手、フレキシブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ② 塗装工事
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。

- (屋内隠ぺい部分)
- ・ 機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - ・ 屋内、屋外及びビツ内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
 - ・ 硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、塗装を省略することが出来る。

8. その他共通事項

① 支持金物等

- ・屋外及びびット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- ② 用途等の表示
- ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標丈1<1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所(弁井内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- ③ 制御配線、計装配線等
- ・使用する電線及びケーブルは、標丈4<1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3章 関連工事

1. 仮設工事

① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。

- ・ 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)
・ 既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、用水料金(有償 ・ 無償)
- ② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
・ 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。
・ 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。
- ③ 交通誘導員の配置
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。
- 1) 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ 義務付けられていない)
- 2) 警備員は、延 ○ 人 (昼 ○ 人、夜 ○ 人：うち検定合格警備員 ○ 人)を見込んでいる。
- 3) 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- 4) 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- 5) 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

④ 足場その他

足場及び作業構台の類を(本工事で設置する ・ 関連工事が定置するものを無償で利用できる)。

- ・ 外部足場(ローリングタワー)

足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(建標仕2.2.4)の別紙「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- ・ 内部足場(脚立足場)

4章 空調和設備・換気設備

1. 設計用温湿度条件

		外氣條件		室內（調整目標值）			
				一般系統			
		溫度（DB）	濕度（WB）	溫度（DB）	濕度（WB）	溫度（DB）	濕度（WB）
夏季	9:00	℃	%	28.0℃	50%	℃	%
	12:00	℃	%				
	14:00	℃	%				
	16:00	℃	%				
冬季		℃	%	19.0℃	40%	℃	%

2. 配管勾配

ドレン管の横走り管の勾配は、原則として1/100とする。

3. 并類

- ② ファンコイルユニットと冷温水管の接続部(往、還)には、ボール弁を取付ける。また、ファンコイルユニットには(流量調整弁 ・ 定流量弁)を設ける。

4. パッケージ形空気調和機（マルチ形、ルームエアコン、ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機を含む）

- ① 冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする。
- ② 屋内機、屋外機間の電気配線（アース共）は冷媒管と共巻きとする。
- ③ 冷媒はオゾン層破壊係数ゼロのものとする。
- ④ 補助電気ヒーター又は加湿器を組込む場合は、送風機とインターロックする。
- ⑤ 屋外機の防振措置は、図示による。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書
9章 環境配慮(グリーン)改修工事

- I アスベスト含有建材の処理工事
1. 一般事項
- ① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。

② 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。

③ アスベスト粉塵濃度測定を(行う ・ **行わない**)。

・ 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。

・ 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

・ 報告書を()部作成し監督員に提出すること。

・ 測定場所及び箇所は図示による。測定時期()

④ 施工計画

(1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。

(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。
2. アスベスト含有成形板の除去
- ① 工法

(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきが行うこと。

(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。

なお、やむを得ず切断、破砕等を行しなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。

ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。

建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

② 除去箇所一覧表

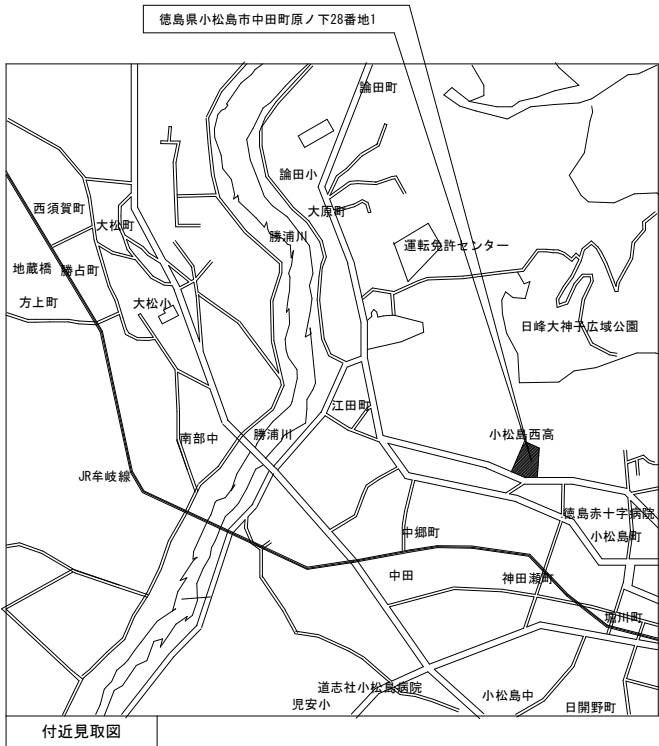
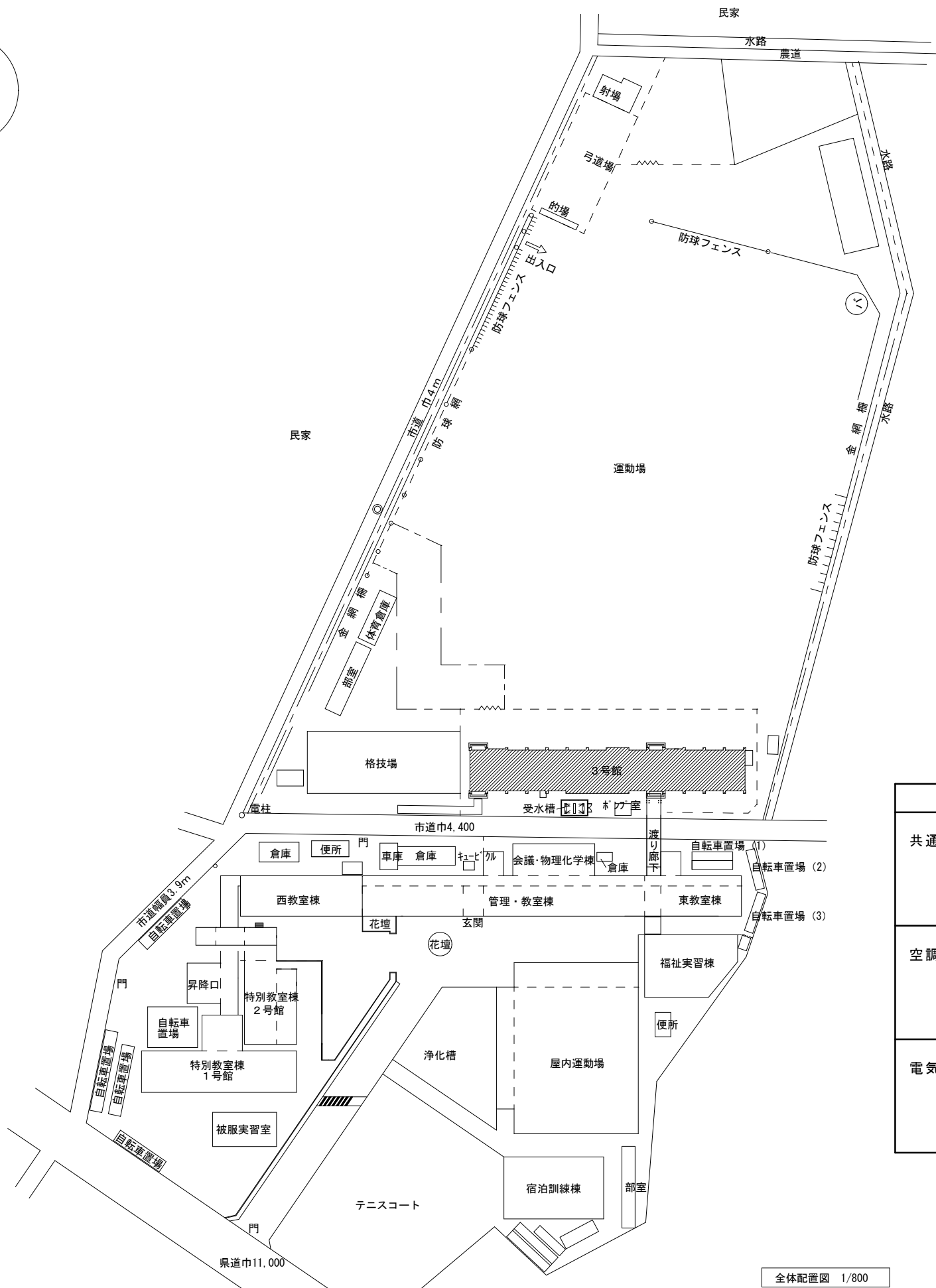
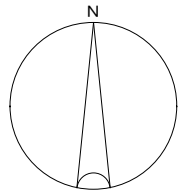
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法
3	音楽教室	天井	ロックウール吸音板	0.4m2	みなし

③ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

④ 施工記録等

(1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。

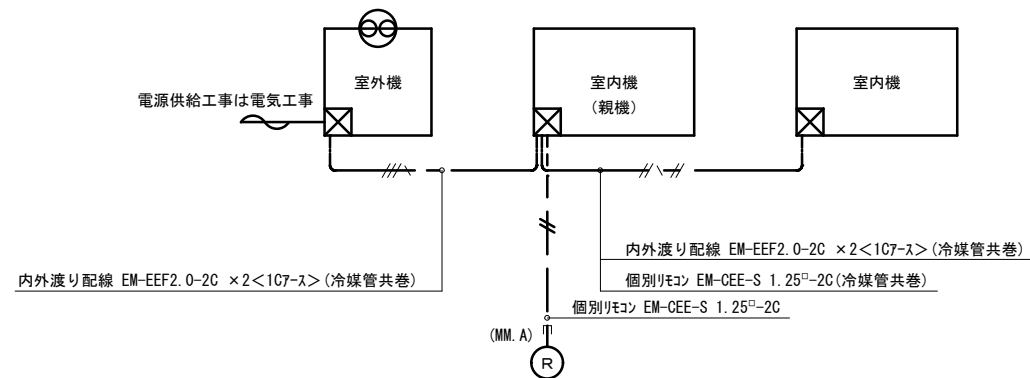
(2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。
- 設計者情報：(株)上久保設備設計 建築設備士 福田友紀 番号 第20EA-0480N号
- 改持-01 建築改修工事特記仕様書(1)



		1ヶ月目				2ヶ月目				3ヶ月目				4ヶ月目			
共通	打合せ	立会	打合														
	承認等		施工図承認					準備						社内検査		検査	
空調工事	施工計画		準備現地調査													書類整理	
	空調工事			施工計画									空調機取付				
電気工事	施工計画		準備現地調査													書類整理	
	電気工事												配管配線取付				

機器表

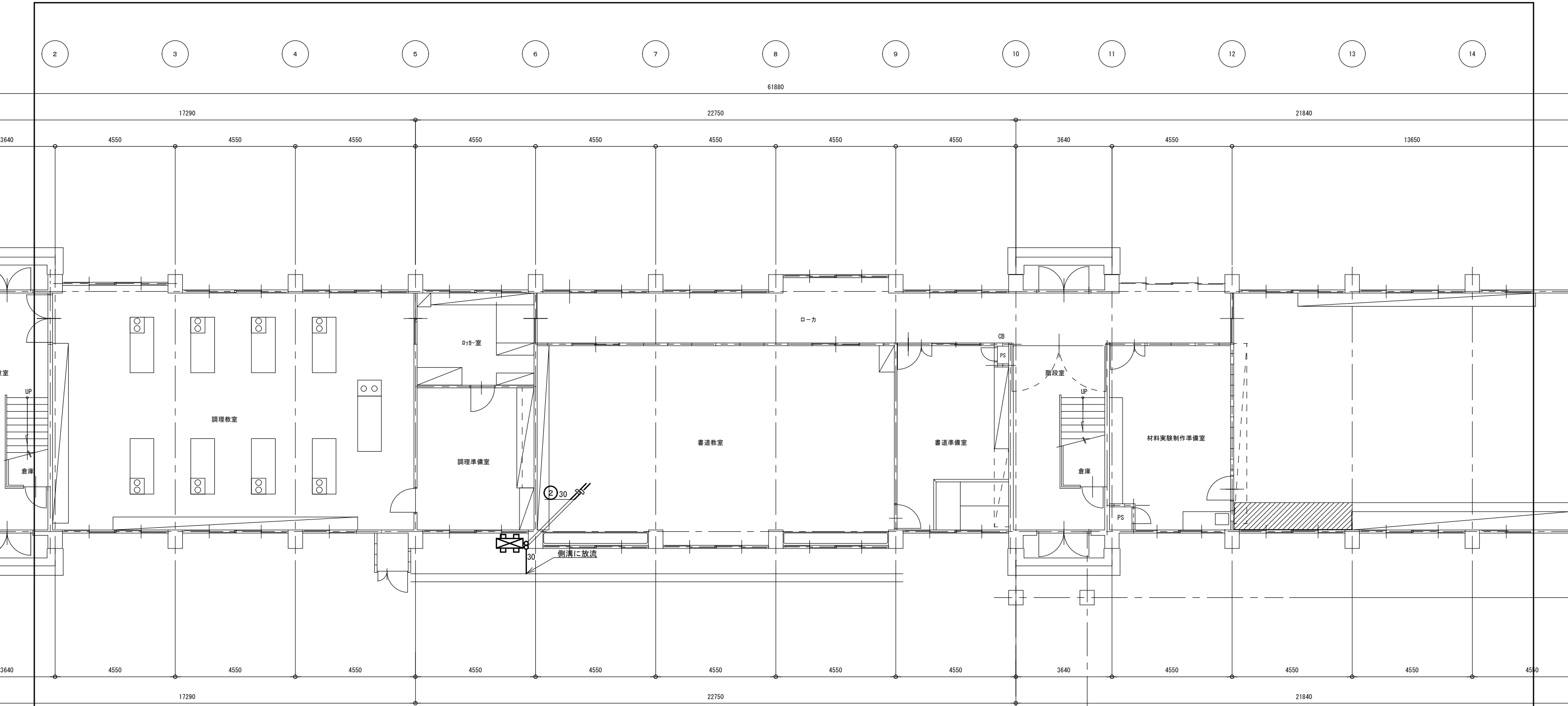
* 空調機はグリーン購入法適合品とする（ルームエアコンは除く）
* 運転電流が20Aを超える機器には高調波対策を実施のこと

[illegible]

同時ツイン 渡り配線工事

回路名称	配線表示	配線配管サイズ	備 考
渡り配線	— — —	EM—EEF2. 0—2C ×2	〈1Cアース〉
リモコン配線	— — —	EM—CEE—S1. 25—2C	
個別リモコン	(R)		

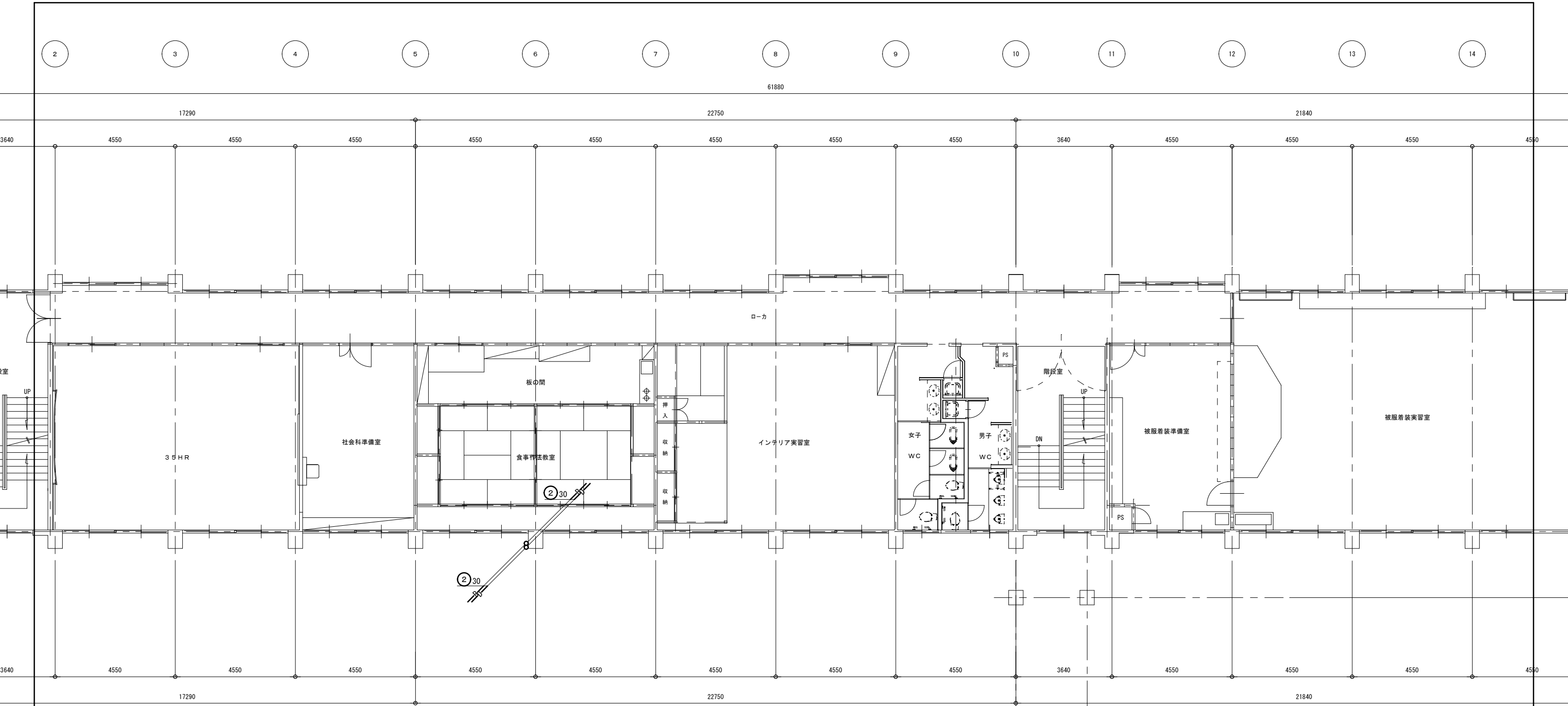
(注記) 1. 内外渡り配線は冷媒管共巻とする



冷媒管サイズ表			
記号	ガス側φ	液側φ	内外渡り配線
①	15.9	9.5	EM-EEF2.0-2C×2
②	25.4	9.5	EM-EEF2.0-2C×2

1 階平面図 S=1/200

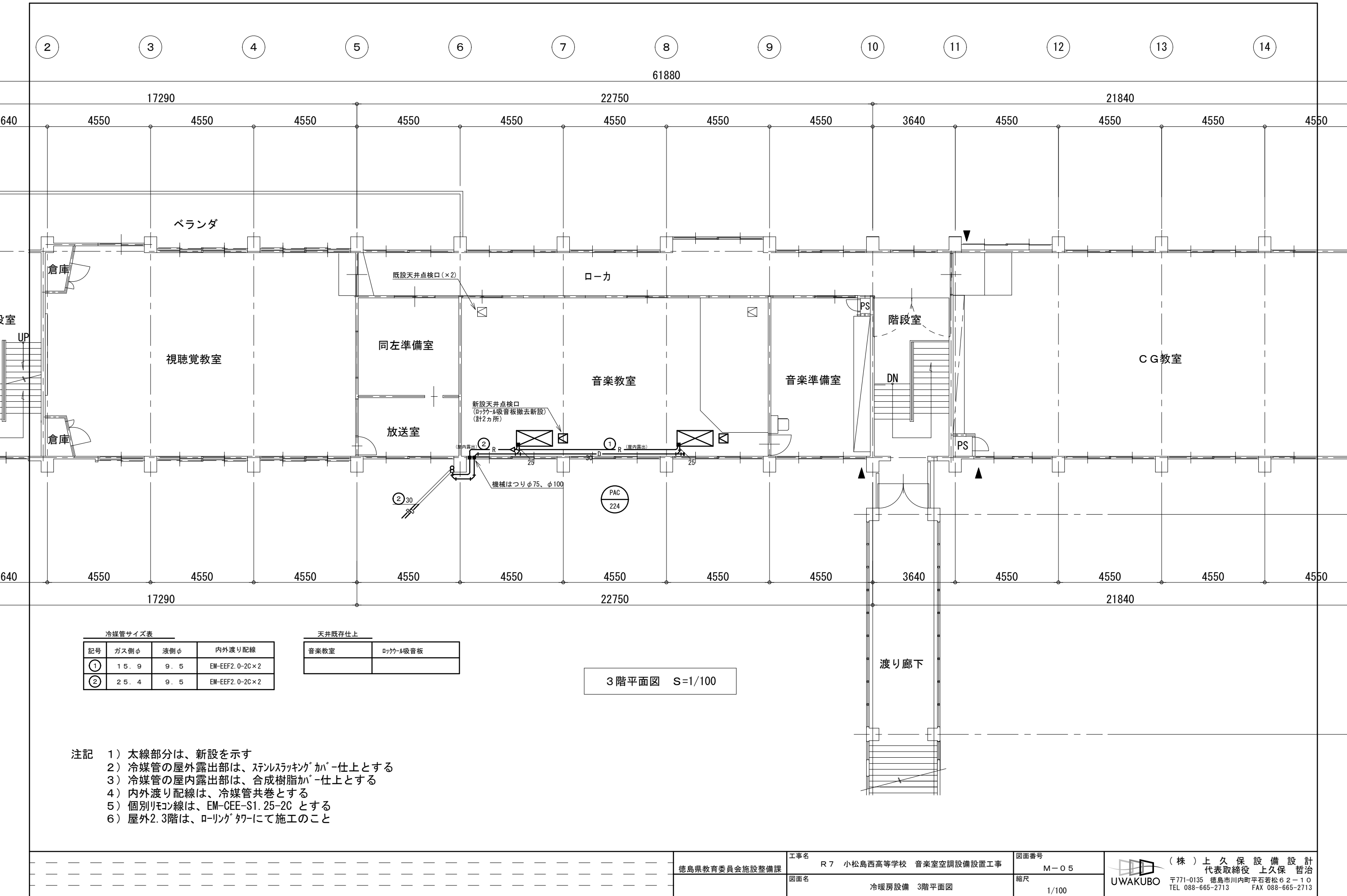
- 注記 1) 太線部分は、新設を示す
2) 冷媒管の屋外露出部は、ステンスラッキング[®] がー仕上とする
3) 冷媒管の屋内露出部は、合成樹脂がー仕上とする
4) 内外渡り配線は、冷媒管共巻とする
5) 個別リコン線は、EM-CEE-S1.25-2C とする
6) 屋外2.3階は、ローリング[®] ターにて施工のこと



冷媒管サイズ表			
記号	ガス側φ	液側φ	内外渡り配線
①	15.9	9.5	EM-EEF2.0-2C×2
②	25.4	9.5	EM-EEF2.0-2C×2

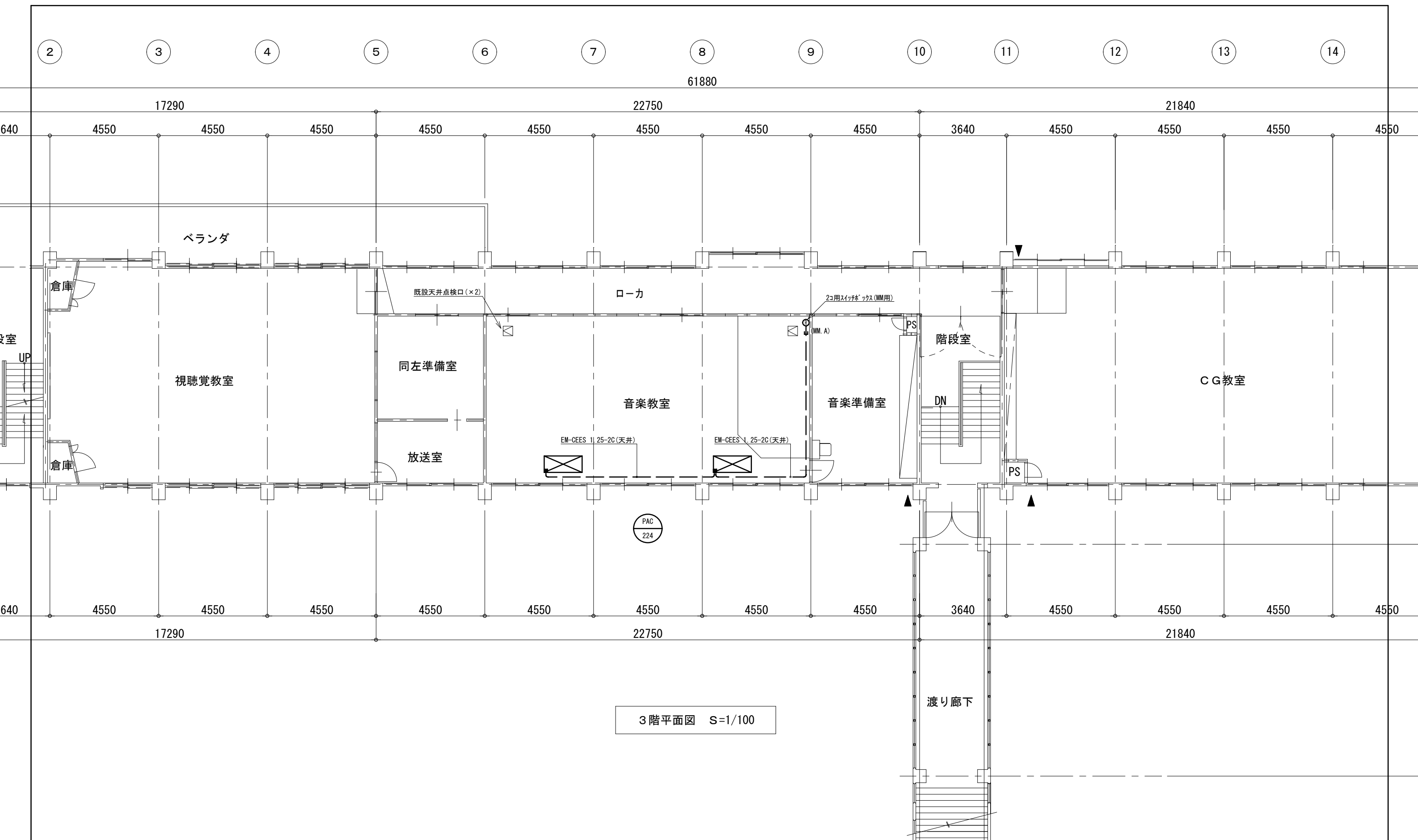
2階平面図 S=1/100

注記 1) 太線部分は、新設を示す
2) 冷媒管の屋外露出部は、ステンスラッキング[®]カバー仕上とする
3) 冷媒管の屋内露出部は、合成樹脂カバー仕上とする
4) 内外渡り配線は、冷媒管共巻とする
5) 個別リコン線は、EM-CEE-S1.25-2C とする
6) 屋外2.3階は、ローリングタワーにて施工のこと



冷媒管サイズ表			
記号	ガス側φ	液側φ	内外渡り配線
①	15.9	9.5	EM-EEF2.0-2C×2
②	25.4	9.5	EM-EEF2.0-2C×2

天井既存仕上	
音楽教室	ロケットル吸音板



3階平面図 S=1/100

— —
--

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

- ① 官公署その他への届出手続等
- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
- 官公署その他への届出手続等は(様式「1.1.3」)により定める。なお、監理指針「1.1.3」を参考とする。
- ・ 自家用電気工作物の保安規程(本工事に關し定める) ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増強等)
 - ・ 既に施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - ・ 本受電後引渡しまでの基本料金(本工事 ・ 別途)
- ② 官公署その他への届出手続等を行うに要する、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施工時間は、原則 8:30～17:00 までとする。但し、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りでない。
- ③ 実施工程は、マスター工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする週間工程表を定期的に作成の上、工事関係者（発注者の監督員、学校管理者、工事監理者）へ提出し、承認を得ること。
- ④ 本工事は、学校運営が継続している状態での工事となることから、学校運営に影響を及ぼす資機材の搬入・搬出、騒音、振動、既存建物の停電・断水等を行う工程は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承認を得ること。
- ⑤ 学校行事（平和の授業、体育祭・文化祭等のイベント等）による施工時期が制限される場合があるので、学校管理者との調整・情報共有を適宜行う。工程の遅延防止等にも努めること。
- ⑥ 現場着手前に土修範囲について入念な現地調査を行い次に、施設管理者へのヒアリングを行い、その結果を施工計画・仮設計画、施工図等の作成に十分活用すること。
- ⑦ 工事手前施設には、工事区域外への無断入行・入域に禁ずることとする。

3. 機材の品質等

- ② 本工事に使用する材料・機材等々は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表中に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出し監督員の承諾を受ける。
- 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤（O台盤・実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベントリチウム鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式（定格出力300kVA以下のも）、ラインインタラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型） 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式（簡易型）
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕 $\times 1.45$ により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

4. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の監工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告すること。

2章 共通工事

1. 耐震施工 (参考図書: 建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))
- ① 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種別、重要度及び設置箇に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、施設計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- ・設計用水平地震力
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - ・設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - ・施設の種類、地域係数
施設の種類() 一般の施設) 地域係数() 0.9)
 - ・重要機器
(配電盤 防災用発電装置 直流電源装置 交流無停電電源装置 交換機
火災報知受信機 中央監視制御装置 構内情報通信網装置)
 - ・設計用標準水平震度

		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- ② 質量100kg以下の軽量機器（補土の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

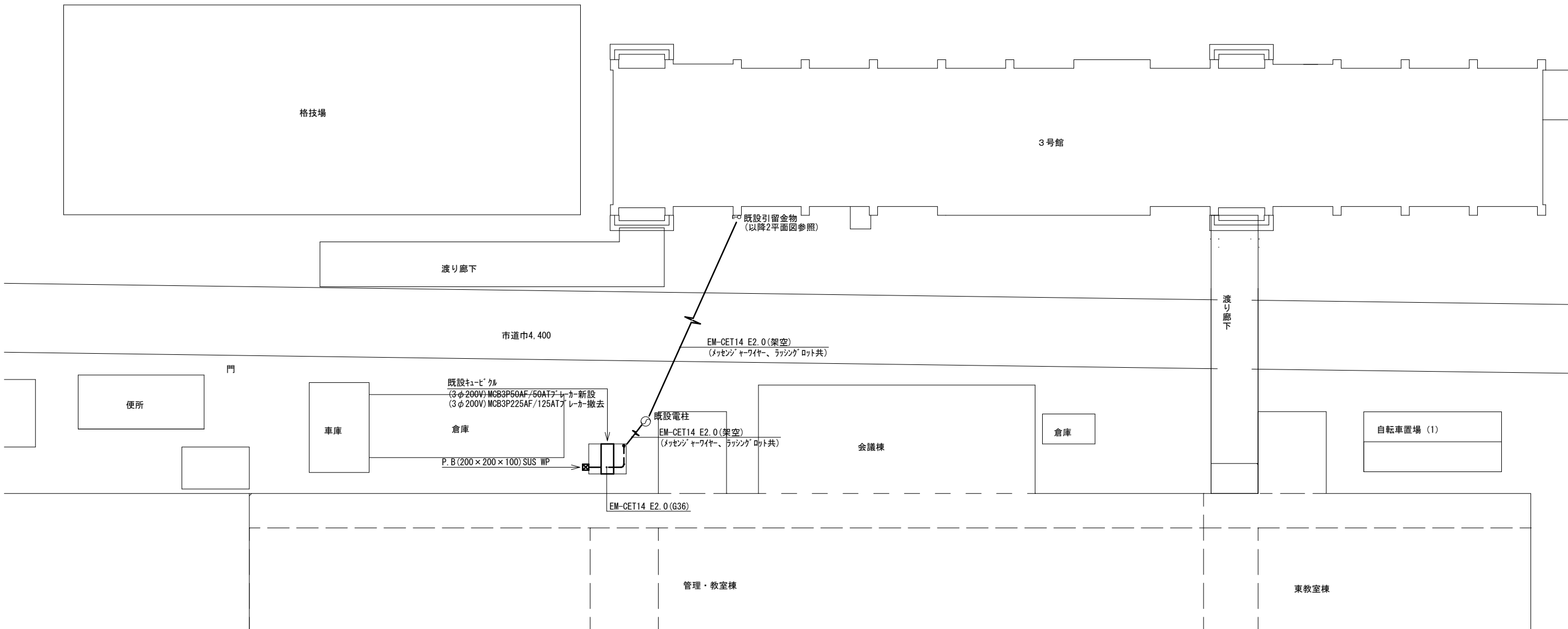
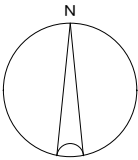
あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- ① 機器等の固定には、金属吊張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
- ・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
- ・ 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用アンカーは金属吊張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHSDZ49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. その他共通事項

- ① 配管工事
- ・最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠べい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - ・長さ2m以上の入線しない電線管は12mm以上のビニル被覆鉄線管を挿入する。(標仕:電22.9、(電2.12.4)
 - ・屋外の防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ 銅板製 ・ 樹脂製)とし、(メラン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装)

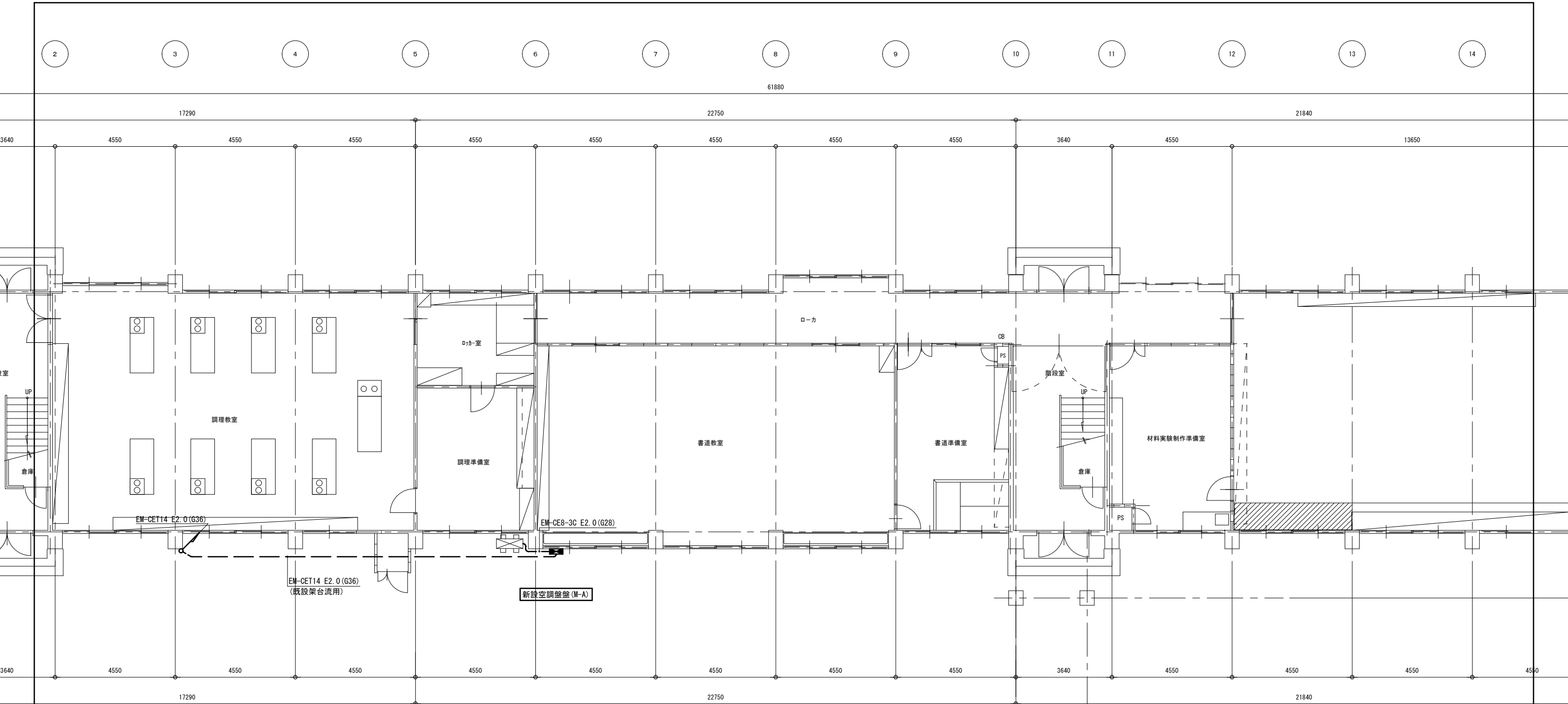
- とします。
- ・ 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、原則塗装不要とする。
- ② 配線工事
- ・ 屋外ケーブルの種類(EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル)は、JCS 4395f 6.600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。
- ③ 塗装工事
- ・ 機械室、扉内などを露く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
- ・ 屋内、屋外及びびット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- ④ 配線器具
- ・ 図面に記載なきフラッシュプレートは材質は、新金属製とする。
- ⑤ 支持金物等
- ・ 屋外及びびット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- ⑥ 用途別表示
- ・ 屋内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、先行等を表示する。(標丈 <2.2.10、<2.2.15)
- ・ なお、屋外において直接外気に露れる場所(屋内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- ・ ガープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- ⑦ その他
- ・ 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- ・ 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立て上げる。
- ・ 改修又は増設工事等において、既設配線の接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の経線抵抗を測定する。



注記 1) 高所作業車にて施工を見込んでいる

配置図 1/200

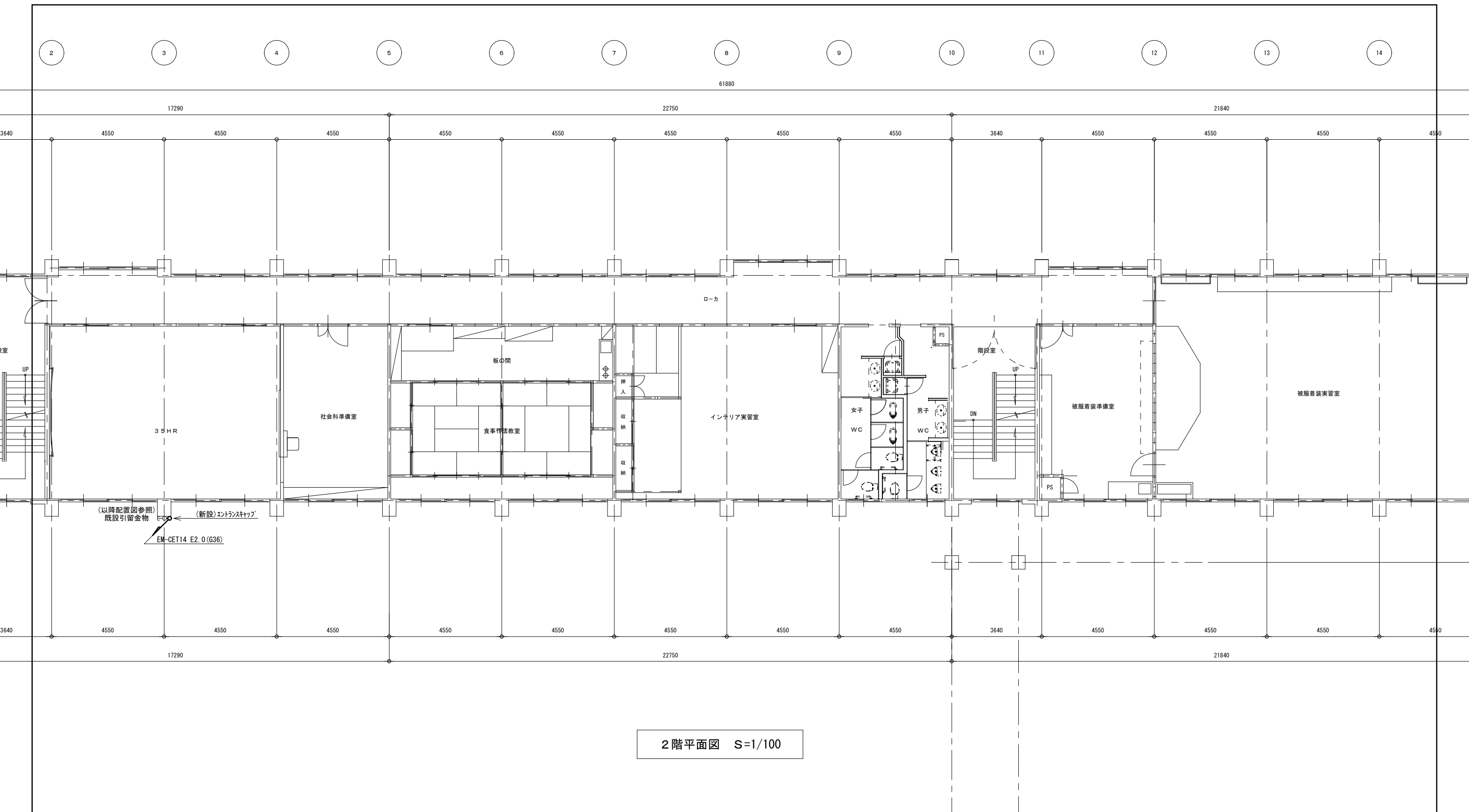
	徳島県教育委員会施設整備課	工事名	R 7 小松島西高等学校 音楽室空調設備設置工事	図面番号	E-01	UWAKUBO (株)上久保設備設計 代表取締役 上久保 哲治 〒771-0135 徳島市川内町平石若松62-10 TEL 088-665-2713 FAX 088-665-2713
		図面名	電気工事 配置図	縮尺	1/200	



(新設) M-A<空調分電盤>リスト				※屋外露出型、SUS製、標準色焼付塗装				
盤名称 幹線記号	配線系統	負荷記号 回路番号	負荷名称	負荷容量 (kW)	遮断器			備
				一般回路	E	A	F	
M-A 3φ3W、210V (9.15kW) ED (ELCB)	MCCB3P 50/50AT							
		A	空調室外機	9.15	3	50	40	○
		B	予備		3	50	40	○

1 階平面図 S=1/200

注記 1) 太線部分は、新設を示す
2) 空調室外機接続部分は、防水ブリア使用のこと



2階平面図 S=1/100

— —
--